

沖縄県立図書館一括貸出実施要項

平成 3 年10月23日館長決裁

平成24年 3 月23日改正

平成27年 2 月10日改正

平成30年（2018年） 8 月23日改正

1 趣旨

沖縄県立図書館（以下、「県立図書館」という。）は、管内全域へのサービスを課題とする。特に離島・僻地においては図書館（室）の設置が少なく図書館サービスも充分でない。従って、市町村立図書館あるいは教育委員会等を通して県民への図書資料の提供を行い、読書普及に努める必要がある。

そのために、広域サービス事業の一環として、一括貸出の実施について必要な事項を定める。

2 一括貸出の対象

- (1) 県内の公共図書館
- (2) 県内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校
- (3) 県内の幼稚園、保育園及び認定こども園
- (4) 県内の福祉施設
- (5) 県内の矯正施設
- (6) 国又は地方公共団体が管理する施設
- (7) その他館長が必要と認める団体

3 一括貸出の手続き

- (1) 広域サービス用図書の貸し出しを受けようとする団体は、事前に「広域サービス用図書一括貸出申請書」（様式 1）を館長に提出しなければならない。
- (2) 館長は、一括貸出を認めた場合、当該団体に対し「広域サービス用図書一括貸出承諾書」（様式 2）を交付しなければならない。
- (3) 一括貸出を受けた団体は、2 週間以内に「広域サービス用図書一括貸出受領書」（様式 3）を提出しなければならない。
- (4) 貸出及び返却の手続きは、県立図書館に直接来館して行うこととする。ただし、離島及び国頭地区（金武町以北）に限り郵送で行うことができる。
- (5) (4)において郵送する場合、図書資料の送料は、原則として県立図書館が負担する。

4 一括貸出の冊数

- (1) 500冊以内とする。
- (2) 館長は、特別の事情がある場合は、貸出冊数を増やすことができる。

5 一括貸出の期間

- (1) 離島及び国頭地区（金武町以北）の市町村 1年以内
- (2) (1)以外の市町村 6か月以内
- (3) 館長は、特別の事情がある場合は、貸出期間を延長することができる。

6 図書資料の選択方法

- (1) 一括貸出を利用する団体が図書資料を選択する方法は、次のとおりとする。
 - ア 直接県立図書館に来館して選択する。
 - イ 県立図書館の作成した一括貸出セットの中から選択する。
 - ウ 県立図書館ホームページから蔵書検索し、希望リストを送付する。

7 図書資料の管理及び運用

- (1) 一括貸出を受けた団体は、図書資料の管理・運用する責任者を置くこと。
- (2) 図書資料は、破損及び紛失のないよう大切に扱い、その効率的活用をはかること。
- (3) 市町村立図書館又は公民館図書室で「図書館（室）利用規程」を定めている場合は、当該図書館（室）の図書資料と同等の扱いをすること。

8 図書資料の紛失又は損傷

一括貸出を受けた団体は、図書資料を紛失又は損傷した場合は、すみやかに「紛失・損傷状況報告書」（様式4）を提出しなければならない。館長は、当該報告書及び過去の貸出返却状況等を勘案し、「沖縄県立図書館の資料損傷または亡失に関する賠償取扱要領」に基づき、賠償を求めることができる。

附則

- 1 この要項は、平成3年11月1日から施行する。
なお、同年10月31日までの取扱については、この要項を準用するものとする。

附則

- 1 この要項は、平成24年3月23日から施行する。

附則

- 1 この要項は、平成27年2月10日から施行する。

附則

- 1 この要項は、沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例（平成30年沖縄県条例第57号）の施行の日から施行する。